

大阪広域水道企業団議会委員会条例の一部を改正する条例のあらまし

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正により、委員会委員の選任方法及び在任期間を条例で定めることとなったため、所要の改正を行います。
- 2 この条例は、平成25年3月1日から施行します。